２．確定給付制度

⑴　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	683,011,562円
退職給付費用	249,718,745円
退職給付の支払額	△　27,739,280円
期末における退職給付引当金	904,991,027円

⑵　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	249,718,745円

３．退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、46,663,408円であります。

［収益認識に関する注記］

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

収益の分解情報については、以下に記載のとおりであります。なお、当法人の中期目標における「一定の事業等のまとまり」は勘定区分と一致しているため、審査勘定の分解情報を記載しております。

（単位：円）

		審査勘定
審査手数料収益	自動車検査手数料	8,921,131,200
	技術情報管理手数料㈱	16,015,184,000
	型式審査手数料	557,784,000
受託収入	受託研究収入（政府）	22,883,697
	受託事業収入（政府）	24,227,401
	受託事業収入(その他)	230,121,694

㈱　技術情報管理手数料は、独立行政法人会計基準第86で定める会計処理の対象外です。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　契約資産及び契約負債の残高等

未収金のうち、顧客との契約から生じた債権は102,787,593円です。

⑷　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当法人は、当初に予想される契約期間が１年以内の契約に係るものについては、実務上の便法を適用し、残存履行義務の注記対象外としています。自動車検査手数料、型式審査手数料、受託研究収入（政府）については、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、注記を省略しております。

受託事業収入（政府）及び受託事業収入（その他）：当該事業年度末における残存履行義務は、先行受託試験等に係るものであり、業務完了までは契約額が確定しないため、記載しておりません。

［重要な後発事象］

該当なし

［重要な債務負担行為］

当期中に契約を締結し、翌期以降に支払を予定している債務負担行為は次のとおりです。

件　　名	契　約　金　額	翌期以降支払額
車両情報連携システム（仮称）に係る設計・開発等	1,218,800,000円	1,218,800,000円
ＹＯＴＳＵＹＡ　ＴＯＷＥＲ賃貸借契約について	712,989,712円	710,061,841円
書面審査システム（仮称）に係る開発・運用保守業務	692,615,000円	692,615,000円
独立行政法人自動車技術総合機構　機構本部オンプレミス環境基盤に係る設計・構築及び運用・保守業務	432,736,700円	432,736,700円

［リース取引関係］

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：円）

	当　　期
１年内	269,978,069
１年超	592,591,424
合計	862,569,493

［区分経理］

独立行政法人自動車技術総合機構法に基づき、審査等業務に係る経理（審査勘定）とその他の業務に係る経理（一般勘定）とに区分しております。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年９月１日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　由木　文彦

記

１．⑸②に掲げる表に次のとおり加える。

東京外環自動車道 松戸インターチェンジの入口	令和７年９月２日から 料金の徴収期間が満了する日まで
東京外環自動車道 市川北インターチェンジの入口	令和７年９月２日から 料金の徴収期間が満了する日まで
東京外環自動車道 市川中央インターチェンジの入口	令和７年９月２日から 料金の徴収期間が満了する日まで
東京外環自動車道 市川南インターチェンジの入口	令和７年９月２日から 料金の徴収期間が満了する日まで